

ダブルスタンダードは終わったか (銀行と監査法人の攻防)

「我々は、どんな困難があろうとも、会計基準に沿って決算が行われていることを厳正に見守っていくということで、業務を進めていきたいと思っております」。1月、足利銀行の一時国有化を巡る国会集中審議で、参考人として呼ばれた中央青山監査法人理事長はそう答弁した。

「足利銀行のような事態になれば、どうしても監査法人が批判の矢面に立つ。そうしたリスクも見据え、厳しく監査する必要があります」。3月、地方銀行の監査法人を集めた説明会で、日本公認会計士協会会長はそう注意を促した。

昨年3月決算でりそな銀行、9月中間決算時では足利銀行が預金保険法102条を適用され、それぞれの監査法人が批判の矢面に立たされた。特に、破綻処理された足利銀行のケースでは、金融庁の検査結果を昨年3月決算に当てはめると債務超過になることが判明した。ところが、監査法人は3月決算に適正意見を出していた。批判は一気に監査法人に向かった。足利銀行首脳だけでなく、栃木県知事や地元経済界も非難を監査法人に集中させた。銀行要請による引受増資新株がただの紙切れになるという損害を受けた人達の一部には、監査法人を訴える動きもあるという。

冒頭の監査法人代表者の発言には、上述のような監査法人批判が背景にある。強い危機感をもった監査法人に、最早かつてのような「持ちつ持たれつ」といった意識はないとみて間違いはない。

「危ない銀行はやりたくない」のが監査法人の本音だとしても、監査法人は監査をしなければならない。2年前までは、地域金融機関の監査は大手銀行ほど厳しくやらないという暗黙の合意が形成されていた(と私は理解している)のに、今はすっかり様変わりとなった。ダブルスタンダード(大手銀行と地域金融機関とでは検査基準を変えて対処するという意味)は、足利銀行の一件以来完全に崩れてしまったようだ。

その監査法人と銀行との攻防が今まに行われている最中にある。4月後半から5月中旬まで、一部の金融機関ではかなり緊迫した遣り取りが続くものと思われる。攻防の焦点は、(大口)

融資先資産査定は厳格に行われているか、銀行の見込収益に対して計上している繰延べ税金資産は適正か、の2点にある。監査の結果、銀行の自己資本比率が4%を割るようなことになる、当該銀行には金融庁から何らかの措置が下されることになる。

日本公認会計士協会会長は、自己資本比率が低い、繰延べ税金資産が多額、金融庁の検査がしばらく入っていない、の3点が当てはまる地銀をマークせよと明言しているが、一部の報道によればその対象となる地銀は10行余に上る模様だ。その全部が今3月決算で処理対象となるかどうか分らないが、少なくとも来年4月ペイオフ解禁までにはある程度の地銀・信金・信組が再編の対象となると見ておく必要がある。

折しも、地域金融機関再編のための新法と云われる「公的資金新法」が3月成立した。金融再編の焦点が地域金融機関に移ってきているのは明白である。

そんなこともあって、改めて業態別金融機関数の推移を調べてみた。その結果は下表の通りであるが、皆さんどう思われるだろうか。

	1991年	2003年末	増減
大手銀行	21行	?	?
地方銀行	64行	64行	0
第2地銀	68行	50行	18行
信用金庫	451庫	314庫	137庫
信用組合	407組	185組	222組

大手行は「?」とせざるを得ないほど変化している。長信銀3行は全てなくなり、新生銀行やおおぞら銀行を長信銀と呼ぶのもおかしい。信託銀行も都銀と一緒にしたり持ち株会社の傘下に入ったりしてよく分らない。りそなグループに2つの都銀があるという日銀の説明も何だかしっくりしない。じっくり説明できるのは地域金融機関だけである。とりわけ目立つのは全く数が変化してない地方銀行である。

時あたかも追い風が吹いている。株価は大きく上昇し、景気回復感も強くなっている。大手銀行の不良債権処理も何とか峠を越えたようだ。金融庁が「今だったら大丈夫」、あるいはペイオフ解禁を前に「今しかない」と判断しても何の不思議はない。この4月は異様に暑いが、それに劣らぬ熱い闘いが地銀内で繰り広げられている。